

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（まとめトク料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	1
4. 料金	1
5. 精算	1
6. 解約等	1
7. その他	2
付則	3
(別 表)	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「まとめトク料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、次の適用条件を満たすお客さまが、本個別約款の適用を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (1) 当社が別に定める「ドコモでんき供給約款」に基づく電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結していること。
- (2) お客さまが、まとめトク料金契約を希望し、かつ適用する料金種別を定めて申し込むこと。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、まとめトク料金には別表の料金表を適用して料金を算定いたします。各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。

5. 精算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、6(2)において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般料金契約）」に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

6. 解約等

- (1) 電気需給契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。電気需給契約が解約、解除その他事由を問わず終了した場合、まとめトク料金契約から一般料金契約へと契約種別を変更いたします。また、当社は電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります、その結果、電気需給契約の契約が確認できない場合、まとめトク

料金契約から一般料金契約へ契約種別を変更できるものとします。

(2) (1)に基づく契約種別又は料金種別の変更日は、当社が2に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

(別 表)

料 金 表

1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H ご使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,319.50円
------------------	-----------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9 . 7 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 5 5 0 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5 . 1 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 9 6 4 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 0 . 9 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 2 6 8. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4. 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 2 7 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4. 4 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 6 8 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1. 6 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7, 1 1 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 9. 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。